

子ども・子育て支援新制度における区が定める基準の考え方

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の考え方

《従うべき事項の考え方》

項目	国の示す基準の内容	現 状	区の基準(案)	区の基準(案)の考え方
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の共通項目				
給 食	自園調理(5年間の経過措置有り) ※調理業務の全部委託可、連携施設からの搬入可	弁当持参 (小規模保育はC型 ※)	国基準と同様	調理設備の整備、衛生管理、児童の月齢にあった離乳食及びアレルギー児への対応等調理手法を習得するために時間や給食を搬入する連携施設の設定に準備を要するため、既存施設は5年間の経過措置(弁当持参)を適用する。
連携施設	卒園後の受け皿に係る連携施設を設定 (5年間の経過措置あり)	—	国基準と同様	卒園後の受け皿については、5年間の経過措置を適用して、3歳児受入れ定員枠の確保等体制を整える。 体制が整うまでは、指数を加算して利用調整にあたっての優先度を上げる対応とする。
家庭的保育事業				
職員の資格要件	家庭的保育者(次の①②に該当する者) ①区の研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めたもの ②保育に専念できるもの	区が指定する研修を修了し保育士、医師、助産師、保健師、看護師、教員の資格を有するもの、または児童養育の経験を有するもの	国基準と同様 ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めたもの」とは、別途規定する資格を有し、かつ、3年以上の保育経験を有する者とする	家庭的保育者は、保育所保育指針に沿った保育内容が求められる。このことに加え、新制度では、家庭的保育事業での乳幼児3人を1人で保育することに加え、集団保育が困難な障害児保育を行う資格とされていることから、今以上に高い資質が求められる。そのため、区は、保育士と同等以上の経験・知識を有することについては、実務経験を加えることで、その質を確保していく。
職員数	家庭的保育者1人に対し利用乳幼児3人以下(家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児5人以下)	保育室が2階にある場合は、家庭的保育者1人につき2人以下(家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児4人以下)	国の基準に加え、保育室が2階以上にある場合は、家庭的保育者1人につき2人以下(家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児4人以下)とする	災害や事故など緊急時の確実な避難を確保するため、国の基準に加え、保育室が2階以上にある場合は、家庭的保育者がおんぶと抱っこで避難できるよう保育者1人につき2人以下(家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児4人以下)とする。
小規模保育事業(想定される事業所:認証保育所、グループ型家庭的保育事業)				
保育従事者	B型の保育士は1/2以上	認証保育所:6割、グループ型:家庭的保育者	国基準と同様	—
職員の資格要件	C型の資格要件 家庭的保育者(次の①②に該当する者) ①区の研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めたもの ②保育に専念できるもの	—	国基準と同様 (家庭的保育事業と同様)	—
職員数	C型の職員数 家庭的保育者1人に対し利用乳幼児3人以下(家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児5人以下)	—	家庭的保育事業と同様	家庭的保育事業と同様
居宅訪問型事業				
保育従事者	家庭的保育者	—	国基準と同様	—

《参酌事項の考え方》

項目	国の示す基準の内容	現 状	区の基準(案)	区の基準(案)の考え方
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の共通項目				
設備基準	専用の保育室等	家庭的保育事業は二方向の避難経路を確保している	国基準に加え、二方向の避難経路を確保する	1階の施設でも、事故等不測の事態に備え、確実な避難経路が必要なため、2方向の避難経路を確保する。
事業所内保育事業				
設備基準	保育所型(利用定員が20人以上) 0・1歳の乳児室(1.65㎡以上/1人)又はほふく室(3.3㎡以上/1人) 2歳児の保育室又は遊戯室(1.98㎡以上/1人)	現在の認可外保育施設指導監督要綱では、入所児童一人当たり1.65㎡以上としている	国基準に加え、0・1歳の乳児室(3.3㎡以上/1人)又はほふく室(3.3㎡以上/1人)とする	東京都認可保育所や他の地域型保育事業との整合性を図る

※現在、小規模保育事業は実施されていないが、現行のグループ型家庭的保育事業がC型へ移行することが想定されるので、同事業の内容について記載した。

2 放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準の考え方

項目	従・参	国の示す基準の内容	現 状	区の基準(案)	区の基準(案)の考え方
事業の一般原則	-	支援の対象は小学校に就学している児童で、保護者が昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域との連携の下、児童の健全育成を図ることを目的として行うこと。	対象は小学1年生から3年生	国基準と同様	中野区立学童クラブ条例を一部改正し、対象児童を区内在住の小学生とする。
職員	従	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2人以上 とする。ただし、1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。	各学童クラブには、2人以上の職員配置がされている。	国基準と同様	40人を超える学童クラブについては、複数の支援の単位とし、適切な職員配置を行う。
	参	一の支援の単位を構成する児童の数は、 概ね40人以下 とする。	学童クラブの定員は35～70人である。 (登録数40人以上の学童クラブは、25クラブ中20クラブ)	国基準と同様	児童の数が40人を超える学童クラブについては、複数の支援単位とする。

参考 小規模保育事業

区分	A型	B型	C型
利用定員	6～19人		6～10人(経過措置あり)
年齢区分	0～2歳		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1(補助者をおく場合5:2)
	資格	保育士 * 保育士以外は研修実施 * 保健師または看護師を1人に限って保育士とみなす口	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0・1歳児 一人当たり3.3㎡ 2歳児 一人当たり1.98㎡	0～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	自園調理(連携施設等からの搬入可)・調理設備・調理員 (経過措置あり) 嘱託医		
連携施設	保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う (経過措置あり)		